

○調剤管理・服薬管理指導料に関する事項

・調剤管理料

患者さまやご家族から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況などの情報に加え、お薬手帳や医薬品リスク管理計画、薬剤服用歴などに基づき、薬学的な分析・評価を行います。その上で、患者さまごとに薬剤服用歴の記録や必要な薬学的管理を行い、必要に応じて医師へ処方内容の提案を行います。

・服薬管理指導料

個別に作成した薬剤服用歴などを基に、処方薬の重複投与、相互作用、薬物アレルギーなどを確認し、薬剤情報提供文書により必要な情報を提供します。また、薬剤の基本的な使用方法について説明を行います。さらに、薬剤服用歴等を参照しながら、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の有無などを把握し、処方された薬剤を適切に使用いただくための説明を行います。薬剤交付後も、服薬状況や体調の変化について継続的な確認を行い、必要に応じて指導などの対応をいたします。

○調剤点数表

一覧表をご確認ください

○調剤報酬点数表に基づき地方厚生（支）局長に届け出た事項に関する事項

調剤点数表に基づき以下の算定項目の施設基準を満たし、届出しております。

- ・ 調剤基本料 1
- ・ 連携強化加算
- ・ 後発医薬品調剤体制加算 3
- ・ 医療 DX 推進体制整備加算

○個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当薬局では、医療の透明性の確保および患者さまへの情報提供を推進する観点から、領収書発行の際に「個別の調剤報酬の算定項目が記載された明細書」を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない場合は、事前にお申し出くださいますようお願いいたします。

○長期収載品の保険給付

長期収載品（後発医薬品がある先発品）の調剤において、制度に基づき特別の料金をいただく場合がございます。制度の趣旨をご理解いただき、ご不明な点はお気軽にご相談ください。

○保険外負担について

- ・ 水剤容器：50円
- ・ 軟膏容器：50円
- ・ 点鼻容器：50円

○医療 DX の推進に向けた取り組み

当薬局では医療 DX に対応する以下の体制を確保しています。

- ・ オンラインによる調剤報酬の請求
- ・ オンライン資格確認を行う体制・活用
- ・ 電子処方箋により調剤する体制
- ・ 電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制
- ・ 電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制
- ・ マイナ保険証の利用率が一定割合以上

- ・医療 DX 推進の体制に関する掲示
- ・サイバーセキュリティの確保のために必要な措置

○医療情報の取得・活用について

当薬局では、オンライン資格確認システムを活用し、薬剤情報等を取得・活用することで、質の高い保険調剤の提供に努めております。また、マイナンバーカード（マイナ保険証）を用いて調剤情報等を取得・活用することにより、より適切で安全な医療の提供に取り組んでいます。正確な医療情報の取得と活用のため、マイナンバーカード保険証のご利用にご協力をお願いいたします。

○災害及び新興感染症への対応体制について

当薬局では、災害や新興感染症の発生時において、行政機関・医療機関・関係団体と積極的に連携し、医薬品の供給や地域の衛生管理に対応できる体制を整えております。都道府県等からの医薬品供給に関する協力要請に対しても、迅速に対応いたします。また、緊急時のみならず、平常時から以下の取り組みを行っております。

- ・医療機関への医薬品供給状況や在庫状況の情報提供
- ・地域薬局間での医薬品備蓄情報の共有と融通体制の構築
- ・都道府県等の行政機関、地域の医療機関・薬局、関係団体等と適切に連携するため、非常時における地域の協議会や研修等に積極的な参加

○検査キットの販売

当薬局では新型コロナウイルス感染拡大防止のため【一般用抗原検査キット】を販売しております。安心してご使用いただけるよう販売時に薬剤師からご説明いたします。在庫状況には変動がございます。事前にお電話等でご確認ください。

○オンライン服薬指導対応

オンラインでの服薬指導に対応しております。ご希望の方はお申し出ください。

○在宅患者訪問薬剤指導管理料

在宅療養中で通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服用指導および管理のお手伝いをさせていただく事が可能です。短期のご利用も可能です。ご希望される場合はお申し出ください。(医師の指示と了解が必要です)



訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服用指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合お申し出てください。(医師の了解と指示が必要です)

介護保険の方

居宅療養管理指導および
介護予防居宅療養管理指導



同一建物居住者以外

518単位 / 回



同一建物居住者

379単位 / 回 (2-9 人)

342単位 / 回 (10 人以上)

1 単位 = 10 円 10 単位 = 10 円 (1 割負担) 30 円 (3 割負担) 自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導



同一建物居住者以外

650 点 / 回



同一建物居住者

320点 / 回 (2-9 人)

290点 / 回 (10 人以上)

1 点 = 10 円 10 点 = 10 円 (1 割負担) 30 円 (3 割負担) 自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。

○居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導運営規定

当薬局が実施する指定居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めます。

1. 目的

要介護状態または要支援状態にある方(以下「要介護者等」といいます)に対し、適切かつ質の高い指定居宅療養管理指導を提供することを目的としています。

2. 運営の方針

1.利用者様の意思及び人格を尊重し、常に患者様の立場に立ってサービスの提供に努めてまいります。

2.上記 1.の方針に基づき、市区町村、居宅介護支援事業所、他の居宅サービス事業

3.利用者様の療養生活に資する等の観点から、当該患者様に係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た患者様またはその御家族の情報を漏らすことはいたしません。

当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方箋の指示に基づいて、利用者さまの居宅を訪問し、薬剤の管理や保管・管理、使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるように努めます。

4.職員の体制

5. 営業日時

木曜日 9:00-18:00

※日曜日・祝日はお休み

必要に応じ利用者さまの主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

1 人の場合 1 回 518~1,554 円(負担割合による)

2~9 人の場合 1 回 379~1,137 円(負担割合による)

10人以上の場合 1回 342~1,026 円(負担割合による)

通信機器を用いて行う場合 1 回 46~138 円(負担割合による)

※ただし、がん末期の利用者様、注射による麻薬の投与が必要な利用者様及び中心静脈栄養を受けている利用者様の場合は1週間に2回、かつ月に8回を限度とします。

当事業所のサービス提供にあたり、苦情が生じた場合は迅速、かつ適切に対応する

ために受け付け窓口を設置し、必要な措置を行います。苦情やご相談があれば、担当薬局までご連絡ください。

9. その他運営に関する留意事項

当該規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、当薬局が定めるものとします。